

高等学校国語科における 指導と評価の在り方に関する研究（中間報告）

—「国語総合」における言語活動を中心に—

「高等学校教科指導の充実に関する研究（国語）」研究会において、平成25年度から実施される新学習指導要領で一層明確になった、言語活動を通じて言語能力を育成するという国語科における指導の在り方について研究した。授業における言語活動の目的を明確にし、国語科における評価の観点、評価規準との関係を明らかにした単元構想の例を示し、各学校における授業と評価の改善のための資料として供することを旨とした。

〈キーワード〉 高等学校 国語科 国語総合 言語活動
評価規準 年間学習指導計画 単元 授業改善

研究会委員

県立日進高等学校教諭 中村 純子 県立尾西高等学校教諭 武田 和男
県立五条高等学校教諭 板垣 光保 県立常滑高等学校教諭 林 直紀
県立豊田高等学校教諭 原田あゆ子 県立新城東高等学校教諭 土生 泰
総合教育センター研究指導主事 宮崎 千智（主務者）

はじめに

平成20年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、平成21年3月「高等学校学習指導要領」が公示された。この改定に続き平成22年3月の中央教育審議会「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」を受け、平成22年5月には文部科学省初等中等教育局長通知として「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」が発出された。このような一連の学習指導要領改訂等の方向を定めた改正学校教育法では第30条の第2項において学力の重要な3つの要素が示されている。即ち、(1)基礎的・基本的な知識・技能、(2)知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、(3)主体的に学習に取り組む態度の3要素である。このうちとりわけ思考力・判断力・表現力の育成に資する目的で、学習指導要領の改定等に際して各教科等を貫く改善の視点として言語活動の充実が挙げられている。

各教科等における言語活動については、国語科で培った能力を基本に充実が図られるものであり、その基本となる、言語の教育としての国語科の立場を改めて重視し、国語科における言語活動について認識を深め、授業改善を図ることが必要である。

1 研究の目的

改訂高等学校学習指導要領の実施に向けて、国語科における教科目標を実現するための言語活動の在り方を探り、各学校における国語の授業と評価の在り方の改善に資する。

2 研究の方法

- (1) 学習指導要領改訂及び評価の在り方にかかわる諸答申や通知等の文献を参考にして、改定によって高等学校国語の共通必履修科目となる「国語総合」における言語活動の在り方を研究する。
 - (2) 指導と評価の在り方について、総合教育センターにおける先行研究と各学校における「年間学習指導計画」の実際を基にして、現状における授業と評価の課題を分析する。
 - (3) (1)を基にして、「国語総合」の「評価規準の設定例」を作成し、単元における言語活動に対応する「具体的な評価規準の設定例」を「指導事例」として作成する。
 - (4) (2)の課題を踏まえ、(3)で作成した「評価規準の設定例」と言語活動との関係が明確であり、授業改善に生かしやすい年間学習指導計画の形式を工夫する。
 - (5) (4)で工夫した年間学習指導計画の形式によって、研究協力委員が所属する各学校の生徒の実態等を考慮した年間学習指導計画を立案し、この計画上に位置付けた授業実践を通して、「評価規準の設定例」の妥当性について検証する。
- ※ (3)については、本年度の研究対象を評価の5観点のうち「話す・聞く能力」「書く能力」「読む能力」の3観点の評価規準案を作成し、「関心・意欲・態度」「知識・理解」については、次年度以降に作成する。
- ※ (4)(5)については、本年度の研究の進捗状況から今後の課題とする。

3 研究の内容

(1) 研究に当たっての留意点

研究に当たって、次の共通理解の下に研究を進めた。

- ア 言語能力の向上を目指した学習指導要領改訂のねらいと実践とをつなぐ研究とすること。
- イ 各学校における授業改善の方途を提案する研究とすること。
- ウ 他教科等の指導の基本となる言語能力を育成する教科としての国語科の指導の在り方に配慮した研究とすること。

(2) 研究の対象とする科目等について

学習指導要領の改定に際して、高等学校の教育課程としての共通性を重視する観点から、高等学校における学習の基本、社会人として必要な国語の能力を育成する科目として共通必履修科目とされた「国語総合」を研究の対象とする。

(3) 各学校における「国語科年間学習指導計画」にみられる課題について

総合教育センターでは平成14・15年度の「高等学校国語科における評価規準、評価方法等の在り方に関する研究」において、平成15年度から実施の学習指導要領における選択必履修科目「国語総合」について評価規準等を明らかにした年間学習指導計画の具体例を示すとともに、この年間学習指導計画にある単元を抽出・実践し、その単元の指導と評価の計画、指導と評価の実際、実践後の成果と課題等について研究した。この研究は、平成15年度からの学習指導要領の実施に当たり、評価規準を明らかにした指導と評価の在り方について参考となる資料、特に年間学習指導計画の様式提示についての要請にこたえたものであった。【資料1】から分かるように、県内の多くの高等学校が、この研究成果を参考にして評価の観点に基づく評価規準を明示した年間学習指導計画を作成している。

そこで、本研究においてはまず、先に研究成果として示した年間学習指導計画の様式、記載内容が、現在各学校で作成されている年間学習指導計画にどのように反映されているかという実態を分析した。なお、調査の対象とした年間学習指導計画は、40校の県立高等学校から平成22年度の研修講座における学習指導案に関する協議会資料として提出されたものであり、「国語総合」以外の科目も含んでいる。

記載内容ごとの調査結果は【資料1】の通りである。なお、表中の「記載内容」は平成14・15年度の研究における年間学習指導計画の記載内容と対応している。

【資料1】年間学習指導計画の記載内容に見られる傾向

記載内容		各学校における「年間学習指導計画」の実際
ア	標題, 印座	年間学習指導計画が従来から具備している項目であり、40例中39例が標題「年間学習指導計画」と印座を設けている。他の1例は標題を「国語科現代文シラバスー年間学習計画表ー」とし、印座を設けていない。これは生徒に配布するためのものであり、「年間学習指導計画表」に準ずるものを別に設けているものと考えられる。
イ	教科, 科目, 教科書, 指導対象, 指導者名等	年間学習指導計画が従来から具備している項目であり、40例中39例が記載している。他の1例は生徒に配布するためのものであり、指導対象, 指導者名の欄を設けていない。
ウ	教科, 科目の目標	学習指導要領にある教科, 科目の目標が記載してあるものは、40例中5例。記載のないものが32例。学習指導要領の記載とは異なる内容, 表現により目標を設定している例が3例。
エ	教科, 科目の評価の観点及び趣旨	評価の観点が記載してあるものは、40例中14例。記載のないものが26例。ただし、記載のあるもののうち、指導要録改善通知に示された観点とは異なる観点・趣旨を示している例が4例。
オ	各領域への配当時間	学習指導要領に示された領域ごとの配当時間に基づき、年間の領域ごとの配当時間が記載されている例は、40例中1例。ただし、単元ごとの主たる領域が示されており、年間学習指導計画から配当予定時間を算出することのできる例は多い。
カ	評価規準	具体的な単元に応じた評価規準を設定する基となる内容のまとまりごとの評価規準を設け、「おおむね満足できる」段階を設定し、具体的な単元から独立して示している例はない。
キ	評価方法	観点ごとの評価の方法について記載しているものが40例中7例。評価の方法を単元ごとに示している例はこの7例を含む37例。いずれも示していない3例のうち1例は単元ごとの評価方法として符号が記載されているが、符号と対応する評価方法の凡例を掲載していない。
ク	年間学習指導計画表 主な領域	年間学習指導計画表に評価の観点と対応する単元ごとの主な領域を記載している例は40例中39例。ただし、単元にかかわらず同一の領域を記している例、3領域すべてを重点とするわけではない選択科目「現代文」などにおいても教科における3領域のそれぞれに重点をおいた単元が設定されているといった例は多い。
	具体的な評価規準	単元ごとの具体的な評価規準を記載している例は40例中39例。生徒に配布する目的で作成し、記載していないものが1例。
ケ	進捗表等	計画に基づく指導の進捗についての記載欄があるものは40例中26例。記載のないものが14例。

この40例の年間学習指導計画の分析から明らかになる国語科における指導と評価の課題は、まず、国語科で育成すべき能力を明らかにし、評価の観点を明らかにした上で指導がなされているとは言い難いことである。主に教材ごとの特性に応じた規準を設け、これに基づいて指導と評価がなされていることが推測でき、この点から判断して授業において育成したい能力を明確にした指導がなされているとは判断しにくいのが現状である。

このような課題にもかかわらず、年間学習指導計画に基づいて作成することが前提となる1時間ごとの学習指導案には評価規準が欠かさず記載されており、目標に準拠した評価をしようとする姿勢そのものが欠如しているわけではないと判断できる。従って実態における課題は、学習指導要領等と対応した評価規準を設定する方法や、単元ごとの具体的な評価規準の設定方法、学習活動と学習評価を対応させる方法等に対する理解が不足していることであると考えられる。

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月）において、「高等学校における学習評価については、引き続き観点別学習状況の評価を実施し、きめの細かい学習指導と生徒一人一人の学習の確実な定着を図っていく必要があること」と取り立てて言及があることもこのような現状を受けたものといえる。

多様な言語能力を調和的に育成することを目的とし、それぞれの単元においてどのような言語活動を通して、どのような能力を育成するための指導をするのかを明確にするためには、各学校で作成する年間学習指導計画が重要な役割を担っている。「縦軸に指導事項や言語活動等、横軸に単元名等を示した一覧表を作成するようにしたい」（『中等教育資料』平成21年6月号）という指導に端的に表れているように、学習指導要領の改定を機に年間学習指導計画の役割について根本から検討することが求められている時期であり、現状における課題に対応した対策を提案することが必要である。

（4）「国語総合」の評価規準の設定例について

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月）では、目標に準拠した評価を引き続き着実に実施することとされ、学習評価における観点は、新学習指導要領を踏まえ、「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」に整理された。これを受けて示された高等学校国語の評価の観点は、これまで同様の5観点である。「関心・意欲・態度」と「知識・理解」とはそのまま教科における評価の観点となり、「思考・判断・表現」、「技能」は内容のまとまりに対応させて、「話す・聞く能力」、「書く能力」、「読む能力」を観点としている。

本研究においては、この5観点のうち内容のまとまりに対応した「話す・聞く能力」、「書く能力」、「読む能力」の3観点について「国語総合」の評価規準を例示する。この評価規準は特定の教材等を想定せず、国語科において身に付けさせるべき能力のおおむね満足できる状態を示すものとする。この規準を具体的な言語活動や教材の関連付けることで、単元における評価規準として具体化するものである。

本研究においては新学習指導要領の第2章、第1節国語、第2款各科目、第1国語総合の「2内容」に「(1)次の事項について指導する」とある指導事項を、言語活動例や教材と対応させやすく、科目の指導を通じて漏れなく、しかもバランスよく指導できるように配慮して細分化した評価規準の例を設定した。

領域ごとに、指導事項とそれに対応する「評価規準の設定例」における項目数は【資料2】の通

りである。

【資料2】指導事項と「評価規準の設定例」の項目数

領域	学習指導要領の 指導事項の項目数	「評価規準の設定例」 とした項目数
A 話すこと・聞くこと	4	12
B 書くこと	4	9
C 読むこと	5	15

なお、ここに項目数を示した「評価規準の設定例」は、【資料4】として後掲するとともに、指導事例のそれぞれにも「具体的な評価規準の設定例」との対応を明らかにして記載する。

単元ごとの指導においては、これらの「評価規準の設定例」の複数項目を同じ単元で指導することが多いのであるが、指導の重点を明確化し、科目指導の全体を通して「国語総合」にある能力を育成するため、細かく設定した。

(5) 言語活動に対応した「具体的な評価規準の設定例」について

学習指導要領の改定によって、「2内容」に「(1)次の事項について指導する」とあるのに続き、「(2)(1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする」として、いわゆる「言語活動例」が記載された。これは現行の学習指導要領では、「3内容の取扱い」に置かれていたものである。このように「指導事項」「言語活動例」を共に「2内容」に記載するという構成の変更は、学習指導要領改訂の基本的な考え方のうち「言語活動を通して指導事項を指導することの重視」を受けたものである。

本研究では、こうした改訂のねらいを踏まえ、指導事項にある能力を身に付けさせるために適切な言語活動を設定し、選定した教材を用いた指導を想定して、言語活動に対応した「具体的な評価規準例」を設定した。

このように学習指導要領の内容を単元計画として具体化し、指導と評価の計画を立案する際には、次の3段階の過程が必要であり、その整合性に配慮する必要がある。

- ① 単元の指導目標として身に付けさせたい言語能力や態度を設定する。
→ 指導事項から取り上げる。
- ② 取り上げた言語能力等を身に付けさせるのにふさわしい言語活動を設定する。
→ 言語活動例などから取り上げる。
- ③ 取り上げた言語活動にふさわしい教材を選定する。

なお、本研究においては、原則として、指導事項を基に設定した各領域における「評価規準の設定例」【資料4】のそれぞれに対応させて、言語活動に応じた「具体的な評価規準の設定例」を示している。これは、該当の言語活動を通して身に付けさせることができる言語能力との組合せを例示することによって、単元計画立案の参考に資する目的によるものである。実際の指導に当たってはこの学習過程のいずれかを重点化して指導することが必要であり、指導事例においては重点化の例も示している。

また、指導事例において設定する言語活動は学習指導要領の言語活動例として挙げられているものから設定し、主たる教材は現行の「国語総合」で用いているものから選定することにした。

(6) 言語活動と対応する「具体的な評価規準の設定例」と単元化の例

指導事例として【資料3】に示す4事例を挙げた。内訳は「話すこと・聞くこと」の領域における単元化の1事例、「書くこと」の領域における単元化の2事例、「読むこと」の領域における単元化の1事例である。また、教材の分野は現代文を用いたものが2事例、古典を用いたものが2事例である。

【資料3】指導事例の領域等

	領域	言語活動	主な教材
指導事例1	話すこと・聞くこと	スピーチをする	随筆「書きたい気持ちを大切にしたい」井形慶子
指導事例2	書くこと	意見文を書く	評論「地球の有限性と人間 ー人口問題の視点より」竹内啓
指導事例3	書くこと	随筆を書く	「万葉集・古今和歌集・新古今和歌集」
指導事例4	読むこと	課題に応じて批評文を書く	『伊勢物語』『芥川』

単元案等の記載事項等については、原則として当センターの研究成果として公開している『授業の手引き（高等学校国語）』（平成18年3月）に従っている。

(7) 授業改善に生かしやすい年間学習指導計画の形式について

来年度以降、【資料1】等から明らかになった「国語科年間学習指導計画」にみられる課題を踏まえ、授業改善につながる年間学習指導計画の形式等を工夫する必要があると考える。

その際に配慮すべき事項として以下の3点が考えられる。第1に、学習指導要領にある指導事項との関係が明らかな評価規準を記載する形式であること。第2に、指導事項とこれを指導するための言語活動とを記載する形式であること。第3に、科目における指導事項についてバランスよく指導できる計画となっていることが確認できる形式であること。

具体的な形式において、年間の指導と評価の計画との関連を明示したマトリックス形式が適切であるかどうかについては、本年度の検討からは結論に至っていない。ただし、形式にかかわらず各学校における活用のしやすさに配慮して、来年度以降、電子データによって案や形式を提供することについても検討したい。

4 研究のまとめと今後の課題

(1) 研究のまとめに代えて

本研究は、平成15年度からの現行学習指導要領実施に当たり、当センターにおける研究成果として示したものを受けた研究であり、基本的な考え方は先の研究を継承している。ただし、この間に、学校教育において思考力・判断力・表現力をはぐくむ礎となる言語能力を育成する教科としての国語科の役割の重さが一層強調されるようになってきている。この役割を果たすために、国語科において言語活動と言語能力との関係を強く意識した指導がなされるべきことを踏まえ、各学校の国語科の授業改善に資するべく、十分な成果としてまとまっていながらも、具体例を挙げて研究の中間報告を行うことにした。平成25年度からの新学習指導要領実施を控え、各学校における様々な課題や有効な実践の工夫などをお示しいただきつつ、研究を継続していく必要がある。

(2) 今後の課題

「2 研究の方法」にも記したが、以下の点が今後の課題である。

- ア 授業改善に生かしやすい年間学習指導計画の形式を示すこと。
- イ 国語科の評価の5観点について評価規準の例を示すこと。

ウ 評価規準と言語活動との関係を明確にした年間学習指導計画案を作成し、これに位置付けた授業を実践して成果を検証すること。

本研究に示す指導事例は、言語活動を通して指導事項にある能力を育成し、これを評価するための事例であるが、これをまとめるに際しては研究会において当初予想した以上の困難があった。これまで国語科の教科指導において多彩な言語活動を指導してきた蓄積があるにもかかわらず、これを見直す過程では、指導事項との適合性について慎重な検討が必要であり、特定の言語活動を通して指導する領域でさえ必ずしも固定したものではなく、どのような単元化を図るのが重要であるということに改めて気付くことになった。

ここに示した中間報告の内容も実践を重ねることによって不備が明らかになるものと考えている。本研究の目的は、この研究に当たった研究会の名称にもある「教科指導の充実」であり、各学校における効果的な工夫について本研究会にお示しいただきつつ研究を継続したい。

【資料4】評価規準の設定例

A 「話す・聞く能力」に関する評価規準の設定例（12項目）

【学習指導要領】 (1) 次の事項について指導する。	「話す・聞く能力」に関する 評価規準の設定例（12項目）	重点化	言語活動における 具体的な 評価規準 の設定例
ア 話題について様々な角度から検討して自分の考えをもち、根拠を明確にするなど論理の構成や展開を工夫して意見を述べること。	a① 話題について自分なりの課題意識を持ち、問題や論点を見つけている。		
	a② 話題について様々な角度から検討している。		
	a③ 意見を述べるときに、自分の意見の根拠を明確にしている。		
	a④ 自分の考えを、根拠を明確にするなど論理の構成や展開を工夫して意見を述べること。		
イ 目的や場に応じて、効果的に話したり的確に聞き取ったりすること。	b① 目的や場に応じて、伝達すべき内容がよく伝わるように、資料や機器を活用して話している。		
	b② 目的や場にふさわしい表現で話している。		
	b③ 目的や場に応じて的確に聞き取り、必要に応じてメモや要約をしたり、質問や感想などを述べたりすることができる。		
ウ 課題を解決したり考えを深めたりするために、相手の立場や考えを尊重し、表現の仕方や進行の仕方などを工夫して話し合うこと。	c① 相手の考えの基となる事実、考えを形成する過程等や、自分の意見との共通点や相違点について整理したり質問したりして相手の考えを的確に理解して話し合っている。		
	c② 話の構成や展開、言葉遣いといった論理的な側面と、表情や声の調子等の情意的な側面とに配慮して話し合っている。		
	c③ 話し合いの目的を理解して、司会者や提案者などの役割を果たしたり、話し合いの展開を考えたりしている。		
エ 話したり聞いたり話し合ったりしたことの内容や表現の仕方について自己評価や相互評価を行い、自分の話し方や言葉遣いに役立てるとともに、もの見方、感じ方、考え方を豊かにすること。	d① 話したり聞いたり話し合ったりしたことの内容について自己評価や相互評価を行い、もの見方、感じ方を豊かにすること。		
	d② 話したり聞いたり話し合ったりした際の表現の仕方について自己評価や相互評価を行い、自分の話し方や言葉遣いに役立てている。		

B 「書く能力」に関する評価規準の設定例（9項目）

【学習指導要領】 (1) 次の事項について指導する。	「書く能力」に関する 評価規準の設定例（9項目）	重点化	言語活動における 具体的な 評価規準 の設定例
ア 相手や目的に応じて題材を選び、文章の形態や文体、語句などを工夫して書くこと。	a① 相手や目的に応じて題材を選び、集めた材料の中から必要なものを取捨選択している。		
	a② 相手や目的に応じて適切な文章の形態や文体、語句を選んで書いている。		
イ 論理の構成や展開を工夫し、論拠に基づいて自分の考えを文章にまとめること。	b① 自らの考えを説得力のある文章で表現するために、思考を整理し、論理の構成や展開を工夫して書いている。		
	b② 客観性のある資料を根拠として、論理的な展開の文章を書き、自分の考えをまとめている。		
ウ 対象を的確に説明したり描写したりするなど、適切な表現の仕方を考え	c① 事実と意見、中心的な部分と付加的な部分との関係を明らかにするなどして、事柄を具体的に説明したり、手順や理由などを論理的に説明したりしている。		

て書くこと。	c② 表現技法等の表現の仕方を工夫するなどして、物事の様子や心情等を描写している。		
エ 優れた表現に接してその条件を考えたり、書いた文章について自己評価や相互評価を行ったりして、自分の表現に役立てるとともに、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすること。	d① 内容や表現の優れた文章に接して、その優れた点を分析し、表現に役立てている。		
	d② 文章の内容や表現などについて、自己評価や相互評価することで、表現に役立てている。		
	d③ 幅広く文章を読んで、文章を書くのに必要なものの見方、感じ方、考え方を豊かにしている。		

C 「読む能力」に関する評価規準の設定例（15項目）

【学習指導要領】 (1) 次の事項について指導する。	「読む能力」に関する 評価規準の設定例（15項目）	重点化	言語活動における 具体的な 評価規準 の設定例
ア 文章の内容や形態に応じた表現の特色に注意して読むこと。	a① 文学的な文章について、内容と、形態に応じた表現の特色とを理解して文章を読んでいる。		
	a② 論理的な文章について、内容と、形態に応じた表現の特色とを理解して文章を読んでいる。		
	a③ 実用的な文章について、内容と、形態に応じた表現の特色とを理解して文章を読んでいる。		
イ 文章の内容を叙述に即して的確に読み取ったり、必要に応じて要約や詳述をしたりすること。	b① 文脈をとらえ、語句や表現に注意して、筆者の考えなどを過不足無く理解している。		
	b② 読む必要に応じて、文章を要約している。		
	b② 読む必要に応じて、文章の一部を詳述している。		
ウ 文章に描かれた人物、情景、心情などを表現に即して読み味わうこと。	c① 表現に即して、登場人物の、行動や性格、ものの見方、感じ方、考え方、ひいては生き方を的確にとらえて、人物個々の心情の変化や、人物相互の関係の変容を読み取っている。		
	c② 情景が、人物の心情の反映や象徴、物事が起こる予兆などとして設定されていることを理解し、表現に即して、人物の言動、置かれている状況を理解する手掛かりとしている。		
	c③ 登場人物の心情に思いをいたし、自らの生き方と重ね合わせて共感したり反発したりしている。		
エ 文章の構成や展開を確かめ、内容や表現の仕方について評価したり、書き手の意図をとらえたりすること。	d① 文章の組立て等の構成と、考えの進め方や内容の推移等の展開を確かめている。		
	d② 文章の内容や表現の仕方について、規準や根拠を明確にして判じることができる。		
	d③ 段落に注目し、書き手の思考の流れから強調点を読み取り、執筆動機や表現意図を考えている。		
オ 幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること。	e① 文学的、論理的、実用的文章等幅広い形態の、多様な内容の文章を、様々な方法で探して読んでいる。		
	e② 本や文章によって得た情報を選択、評価、加工している。		
	e③ 幅広く本や文章を読み、書き手の意図をとらえ、読み味わうことによって自分なりの考えをもつようになっている。		

・参考文献等

- 文部科学省 『高等学校学習指導要領』 平成 21 年 3 月 公示
- 文部科学省 『高等学校学習指導要領解説』 平成 22 年 6 月
- 中央教育審議会 「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善等について（答申）」 平成 20 年 1 月
- 文部科学省初等中等教育局長通知 「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」 平成 22 年 5 月
- 国立教育政策研究所教育課程研究センター 「評価規準の作成のための参考資料」 平成 22 年 11 月
- 大滝一登 「高等学校国語科の年間指導計画の有効性を高めるための工夫 ―成長するカリキュラムの作成と評価に向けて―」 『岡山県総合教育センター研究紀要第 2 号』 平成 20 年
- 愛知県総合教育センター 「高等学校国語科における評価規準，評価方法等のあり方に関する研究 ―「国語総合」年間学習指導計画の作成を中心に（中間報告）―」 『総合教育センター研究紀要第 92 集』（平成 14 年度）
- 愛知県総合教育センター 「高等学校国語科における評価規準，評価方法等のあり方に関する研究 ―「国語総合」年間学習指導計画の作成及びその指導と評価について―」 『総合教育センター研究紀要第 93 集』（平成 15 年度）